

補助教材

「取扱いガイドライン」

令和4年2月改訂版

浜松市教育委員会

目 次

1 補助教材とは	1 ページ
2 補助教材の選択から決定までの流れ	
(1) 使用している補助教材の効果検証	
(2) 補助教材見本の収集	
(3) 補助教材の選択	2 ページ
(4) 補助教材の決定	
(5) 教育委員会への届出	
3 選定に当たっての校長、教頭及び教務主任の主な役割	
(1) 校長の役割	
(2) 教頭の役割	
(3) 教務主任の役割	
4 保護者への説明	3 ページ
(1) 選択前の意見収集（前年度）	
(2) 決定後の説明（新年度）	
5 デジタル教材の選択と決定	
6 補助教材の有効活用に向けて	4 ページ
(資料)	
資料 1 選択規準及び評価項目（例）	
資料 2 補助教材の選択・決定・活用チェックシート	
補助教材の作成、選定等に関わる	
教職員のサービスの取扱いについて	
関連法規・通達	

補助教材「取扱いガイドライン」の要旨

【厳正な選択】

- 使用している補助教材の効果を検証する。
- 複数の教材見本を収集し、複数の教職員の目で比較・検討して選択する。
- 選択規準を設けて、教育的に有益かつ適正なものを選択する。
- 選択理由等を紙面で残す。

【厳正な決定】

- 教材を使用する年度の校長が最終決定をする。

【届出】

- 教育委員会に「準教科書使用届」、「補充教材使用届」を提出する。

【説明責任】

- 補助教材の必要性や取扱い等について、参観会や通知等で説明したり、保護者等の意見を聞く場を設定したりする。

【教育的効果】

- 補助教材を教育的な効果が上がるように工夫して使用する。

1 補助教材とは

児童生徒が使用する教科書以外の図書、その他の教材(学習帳、問題集、練習帳、解説書、その他の学習参考書を含む。以下「補助教材」という)のこと。

浜松市では、以下の2種を補助教材としています。

【補助教材の種類】

① 準教科書

教科書の発行されていない教科又は教科以外の教育課程の主たる教材として授業に使用される図書。

<例> 小学校体育科副読本、中学校体育実技書 等

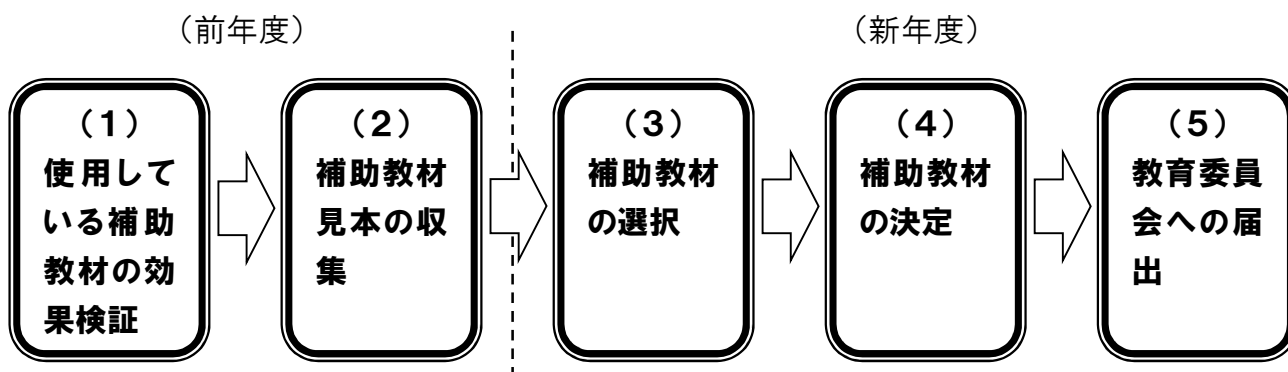
② 補充教材

学年もしくは学級または特定の集団全員に、教科書又は準教科書の補充教材として計画的、継続的に使用させる図書類。

<例> 各教科ワークブック、各教科資料集、社会科白地図 等

2 補助教材の選択から決定までの流れ

補助教材の決定までの大まかな流れを示します。なお、年度途中に選択し決定する教材についても同様の手続きで行います。



(1) 使用している補助教材の効果検証

- 学年会、教科部会、教材採択委員会等を開催し、複数の教職員で行う。
- 効果を検証し、「評価資料」を作成する。「評価資料」は1年間保存する。
(参考：様式1「使用補助教材評価資料」 学校独自の評価資料でもよい。)
- ※年度末の学級懇談会で当該年度使用教材を展示し、保護者の意見を聴取するなど、広い視点から意見を聞く場を設けることも考えられる。

(2) 補助教材見本の収集

- 補助教材の見本は一業者に偏ることなく、複数の業者の見本を収集する。

(3) 補助教材の選択

- 学年会、教科部会、教材採択委員会等を開催し、複数の教職員で行う。
- 前年度に作成した「使用補助教材評価資料」を参考にする。
- 選択に当たる教職員で選択規準をあらかじめ共通理解しておく。
- 「使用教材選択資料」を作成しながら選択する。なお、当該補助教材の必要性も含めて検討する。「使用教材選択資料」は1年間保存する。
(参考：様式2「使用補助教材選択資料」 学校独自の様式を用いてもよい。)

選択規準の例については、資料1「選択規準及び評価項目(例)」(p.5)を参考にする。

(4) 補助教材の決定

- (3)を経て、校長が決定する。

(5) 教育委員会への届出

- 補助教材の決定後、浜松市教育委員会小中学校管理規則に則り、使用する補助教材の届出を浜松市教育委員会に速やかに提出する。

【届出の種類】 ○準教科書使用届 . . . 届出①(データ)
○補充教材使用届 . . . 届出②(データ)

3 選定に当たっての校長、教頭及び教務主任の主な役割

(1) 校長の役割

- 補助教材の作成等に従事した教員が選定に関与(意思決定過程への参画など)していないか確認する。
- 購入費について、学年間のバランスは適正か確認する。
- 児童生徒一人当たりの購入冊数は適正か(授業、家庭学習等において活用度が低い教材が含まれていないか)確認する。
- どの補助教材を購入するか、最終決定する。

(2) 教頭の役割

- 学年会、教科部会、教材採択委員会等が、「補助教材『取扱いガイドライン』」に沿って、使用している補助教材の効果検証、見本の収集、選択を適正に行っているか確認する。

(3) 教務主任の役割

- 学年会、教科部会、教材採択委員会等と連絡調整し、補助教材選択の際に取りまとめの役割を担う。

4 保護者への説明

補助教材は、保護者等の経済的負担等の面を考慮すると、保護者等の協力・理解が必要であり、同時に説明責任が伴います。そこで、補助教材の必要性や取扱い等について、参観会や通知等で説明する、保護者等の意見を聞く場を設定するなど、保護者等への説明の機会を設けます。また、決定後、補助教材について各校のHPで公開します。以下に、保護者等への説明の一例を示しますので、参考にしてください。

(1) 選択前の意見収集（前年度）

- 前年度の学校評議員会、学校運営協議会、学級懇談会等で、教材見本を見せたり、必要に応じてそれぞれの特徴を説明したりするなどして、広い視点から意見を聞く場を設ける。

(2) 決定後の説明（新年度）

- 保護者会等の場で、補助教材（実物）を見せ、選択・決定した理由を具体的に説明する。
- 学年便り、学校便り等に選択・決定した理由を記載する。
- 1年間の学年会計予算書を配布する際に、補助教材を選択・決定した理由等について記す。

(参考) 補助教材以外の学用品等の取扱い

補助教材以外にも、学用品や実習材料費、制服や体操服、修学旅行や卒業アルバムなど、保護者等が負担する経費があります。これらの一括購入品や業者選定については、各学校の判断に委ねられますが、補助教材と同様、公平性・公正性・透明性の確保と、保護者等の協力・理解が必要です。そこで、以下の点について、配慮が求められます。

- ・選定に当たって、適正な経費により教育効果を上げるように検討する。
- ・保護者等に対し、経費の内訳や年間負担額等を示す。
- ・保護者等の自由な選択に最大限配慮しつつ、兄弟姉妹等が使ったものの再利用や、学校のストックの活用など、負担を抑える方法を検討する。
- ・修学旅行や卒業アルバムなど、高額なものの選定の公平性等を担保するため、見積り合せなどの手続きを行う。
- ・事業者に対して、個人情報の適正な管理を徹底する。 など

5 デジタル教材の選択と決定

デジタル教材は、教科又は教科以外の主たる教材として授業に使用されたり、教科書又は準教科書に対して補助的に用いられたりするものであれば、補助教材として取り扱

われることとなります。そのため、各学校においてデジタル教材を選定するに当たってはガイドラインに沿った選択、決定、届出が必要です。

学校単位ではなく、市があらかじめ端末に組み込む形で同一の教材を一括導入する場合、補助教材の選定に当たっては、ガイドラインに基づき、教材が一定の基準に基づいて比較検討されるなど公平・公正に選定されます。

なお、上記のように公平・公正な手続きが行われた場合は、通常の補助教材の決定時における「選択・決定・届出」がされたものとみなすことができます。

6 補助教材の有効活用に向けて

資料2「補助教材の選択・決定・活用チェックシート」を参考に、C（効果検証）A（改善策の立案）P（教材の選択・決定）D（教材の活用）サイクルを回し、児童生徒にとって、より価値のある補助教材を選択・決定できるようにする必要があります。

校長や教頭においても、管理職として、教員の補助教材の活用状況を把握する責任があります。

資料1 選択規準及び評価項目(例)

区分	選択規準		評価項目
使いやすさ	児童生徒の実態・発達段階・学び方等に適しているか。	使用される学年の心身の発達の段階に即しているか。	児童生徒にとって分かりやすい。 〈理解のしやすさ〉
			児童生徒が使いやすい。 〈書き込みやすさ・自主学習のしやすさなど〉
			教師から見て使いやすい。 〈評価等のしやすさ〉
			児童生徒の実態と合っている。 〈難易度及び分量〉
			授業、自宅学習等において十分な活用が見込まれる。
内容	学習指導要領に準拠した教科書の内容と関連して学びやすいか。	教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っているか。	学習目標を達成する上で適切な構成、配列となっている。
		多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとなっていないか。	内容や、使われている図や表が適切である。
金額	保護者の経済的負担を考慮しているか。	保護者の負担が過重なものとなっていないか。	選択対象となる補助教材の価格が適切である。

- ・評価に当たっては、評定（◎、○、×）や数値化（3よい、2ふつう、1不可）などにより客観性を高めておくことが望ましい。
- ・選択規準の「内容」について、規準を満たさない教材は選択不可とする。
- ・「使いやすさ」及び「内容」が同等であれば金額が安い教材を選択する。

資料2 補助教材の選択・決定・活用チェックシート

C(効果検証) A(改善策の立案) P(教材の選択・決定) D(教材の活用)

チェック	項目
C	複数の教職員で行っている。
	「使用補助教材評価資料」を作成している。
	学校評議員会、学校運営協議会、学級懇談会等で意見を聞く場を設けている。
A	次年度の補助教材の選択・決定、活用について成果と課題を明らかにしている。
P	職員会議等で、補助教材の取扱い等について共通理解する場を設けている。
	複数の教材見本を収集している。
	複数の教材見本を比較・検討して選択している。
	複数の教職員で選択している。
	選択規準を共通理解した上で「使用補助教材選択資料」を作成し、選択している。
	教材を使用する年度の校長が最終決定をしている。
D	補助教材の必要性や取扱いについて、保護者会等の場、通知等で、具体的に説明をしている。あるいは保護者の意見を聞く場を設定している。
	決定した補助教材について、HPで公開している。
	補助教材を教育的な効果が上がるように使用している。 ・意図的、計画的に ・児童生徒一人一人の力に応じて
	管理職は、教員の補助教材の活用状況を把握している。



教 義 第 504 号
平成 27 年 9 月 30 日

各指定都市教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長

補助教材の作成、選定等に関わる教職員のサービスの取扱いについて〔通知〕

このことについては、静岡県行財政改革推進委員会において議論が重ねられ、去る平成27年3月、教職員及び学校と教材会社等との関わり方については、「一連の改革で目指すものは、公平性、公正性、透明性及び競争性をより高め、県民の疑念や不信を解消し、多くの県民の理解を得られる仕組みへと再構築することである」とした意見書が出されたところです。

これを受け、県教育委員会では、補助教材選定の公平性等を確保するため、教職員の教材会社等との関わり方について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和40年静岡県人事委員会規則12-5）及び静岡県職員倫理条例（平成12年静岡県条例第55号）に基づき、別添写しのとおり各県立学校長に通知しました。

ついで、各指定都市教育委員会におかれましても、下記内容に準じて取り扱うとともに、所管学校に対して、必要な指導についてお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 用語の定義

この通知において、各用語の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) 教材会社等

補助教材の作成、発行、販売に関係する会社又は団体をいう。

(2) 教材の選定に関わる教職員

次に掲げる教職員をいう。

ア 補助教材選定の決裁権を有する校長

イ 管理職として選定に関わる教頭

ウ 教材選択の際、取りまとめの役割を担う立場にある教員で、教務主任が該当する。

(3) 役員等

取締役、監査役のような業務の執行または業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらと同等の権限または支配力を有する地位にある者をいう。また、顧問、相談役、評議員、参事等の役員で企業の経営に参加する地位にある者も含まれる。

2 教材会社等による補助教材の作成・編集（以下「作成等」という。）への教職員の従事

(1) 許可の基準等

ア 報酬を得て作成等に従事する場合は、地方公務員法第 38 条の営利企業等の従事制限に該当するため、**任命権者**（県費負担教職員については市町教育委員会）の許可を得なければならない。

イ 下記に該当する場合には、許可できない。

(ア) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(イ) 職員の職務と利害関係があつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(ロ) その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる場合

ウ 「教材の選定に関わる教職員」が、作成等に従事することは、上記イ(イ)に該当することから許可できない。

(2) 申請手続

「教材の選定に関わらない教職員」が、作成等に従事しようとする場合は、次により手続を行う。

ア 作成等に従事しようとする教職員は、営利企業等従事内申書・営利企業等従事許可申請書を校長に提出する。

イ 校長は、当該教職員の業務の状況等を把握し、作成等に従事する時間、回数などを踏まえ、本来の業務に影響がないことを確認した上で、市町教育委員会に申請書を提出する。

ウ 市町教育委員会は、従事許可の可否を判断し、結果を通知する。

エ 作成等に従事した教職員は、作成に関与した補助教材が選定対象となる年度においては、選定に関わることはできない。

3 教職員の教材会社等の役員等への就任等

教職員は、地方公務員法第30条の規定（各指定都市において制定している倫理条例等の規定も参照）により「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない」とされており、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎まなければならない。

(1) 役員等への就任

「教材の選定に関わる教職員」が教材会社等の役員等に就任することは、当該教職員が補助教材を作成する側と選定する側の双方に関係することになり、利益相反を生じることから、認められない。

(2) 教材会社等への事業協力

現職教職員で構成する団体が、作成等に従事する教職員についての推薦や選任の依頼に組織的に応じることは、県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、厳に慎まなければならない。

(3) 教材会社等との接触

職務上教材会社等と接触する場合には、公務員としての自覚を持ち、県民に疑惑や不信を持たれることのないよう公平、公正に対応しなければならない。

特に教職員が補助教材の作成等に携わった教材会社等に対し、他の教材会社等と異なる対応をすることは、県民の一部に対してのみ有利な取扱いをするといった差別的な取扱いと判断されることにもなるので、教職員は、次のことに留意して対応すること。

ア 複数人で対応し、密室での接触を避けるなど場所その他の環境にも十分な配慮をする。

イ やむを得ず単独で接触する場合には、管理職に事前及び事後の報告をする。

4 営利企業等に再就職した退職教職員の働きかけ規制及び対応

地方公務員法の改正（平成26年5月14日公布。平成28年4月1日施行。）により、営利企業等へ再就職した退職教職員による現職教職員への働きかけ（職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること）は規制されるので、現職教職員は、退職教職員からの働きかけに対し適正に対応しなければならない。

なお、退職教職員の働きかけに関し禁止される事項等は次のとおりである。

- (1) 営利企業等に再就職した退職教職員が退職前5年間の職務に属する契約等事務（売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる処分に関する事務をいう。補助教材等の購入に関するものも含む。）に関し、退職後2年間、現職教職員に働きかけること。
- (2) 営利企業等に再就職した退職管理職が管理職として在職中の契約等事務に関し、退職後2年間、現職教職員に働きかけること。
- (3) 営利企業等に再就職した退職教職員が在職中に自ら決定した再就職先との契約等事務に関し、現職教職員に働きかけること。
- (4) 上記(1)から(3)に反する行為があった場合、働きかけを受けた現職教職員は人事委員会へ届出をしなければならない。また、反する行為をした退職教職員には、10万円以下の過料等が科されることがある。

担 当 義務教育課人事班
電話番号 054-221-3151

関連法規・通達

○ 学校教育法第34条

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

4 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

5 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（学校等の管理）

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

○ 浜松市教育委員会小中学校管理規則

（教材等の選定）

第9条 学校は、児童生徒に教科書以外の教材又は教具を使用させるに当たっては、教育的に有益かつ、適正で保護者の経済的負担が、過重にならないものを選定するように努めなければならない。

（準教科書の届出）

第10条 学校が、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という）については、別に定めるところによりあらかじめ委員会に届け出なければならない。

（教材の届出）

第11条 学校が学年若しくは学級又は特定の集団全員に教科書又は準教科書の補充教材として副読本及びこれに類する図書を計画的・継続的に使用させる場合は、別に定めるところによりあらかじめ委員会に届け出なければならない。

○ 「学校における補助教材の取り扱いなどについて(通達)」

文初初 第127号 文部省初等中等教育局長 昭和39年3月7日

学校において補助教材を使用する場合においてはその内容が教育上有益なものを選択し、その取扱いについてじゅうぶん教育的な配慮を行うとともに、入手の手続きや方法に公正を期すべきことはいうまでもないことであります。

ところが、最近使用されている学習帳、練習帳、問題帳等のうちには、その内容が必ずしも適切でないものがあり、また購入の方法などに適正を欠く場合もあるやに聞いております。

ついては、貴管下の関係機関や学校に対し、その取扱いについて、下記により指導の徹底を図られるようお願いいたします。

記

- 1 小学校、中学校、高等学校および特殊教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書以外の図書その他の教材(学習帳、問題帳、練習帳、解説書その他の学習参考書を含む。以下「補助教材」という。)について、教育委員会に対する事前の届け出または承認に関する手続き等を整備し、その厳正な運用を図り、適切でない補助教材が使用されることのないようあらかじめ十分指導すること。
なお、都道府県教育委員会においては、指導主事の視察指導その他の機会を利用して、これら補助教材の使用の状況を調査し、適切な指導助言を行なうよう留意すること。
- 2 学習の評価は、学校の指導計画に基づいて、教師みずから適切な方法により行なうべきものであって、安易に問題帳等で代用したりすることは、教育上望ましいものとは考えられないこと。まして問題帳等を使用して、その採点を部外の第三者に依頼するようなことは厳にいましめるべきことであること。
- 3 補助教材や学用品などを学校で取り扱う場合、教職員が業者から手数料、寄附など名目のいかんにかかわらず金品を受け入れることは教職員のサービスの厳正を期するうえから望ましくない行為であり、またその場合学校として業者から金品などの寄附を受けることは適切でないと考えられるので、そのようなことのないよう指導の万全を期すること。

○ 「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通達)」

文初小 第404号 文部省初等中等教育局長 昭和49年9月3日

学校における補助教材については、昭和39年3月7日文初初第127号「学校における補助教材の取扱いなどについて」等によってかねてからその適正なる取扱いについて御留意願ってきたところではありますが、なお最近補助教材で内容に不適切なものがあるとして父兄等から問題として指摘された事例もありますので、この際貴委員会におかれては、特に下記の点に留意の上、その一層適正な取扱いを期するよう貴管下の市町村教育委員会及び学校に対し指導の徹底方をお願いします。

記

- 1 学校における補助教材の選択に当たっては、その内容が教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従い、かつ児童生徒の発達段階に即したものであるとともに、ことに政治や宗教について、特定の政党や宗派に偏った思想、題材によっているなど不公正な立場のものでないよう十分留意すること。
- 2 教育委員会規則の定める補助教材の事前の届出又は承認に関する手続の励行に留意するとともに、補助教材の内容については、前記一の趣旨に照らし現に使用中のものも含め、学校及び教育委員会のいずれにおいても十分の審査検討を加えること。
- 3 都道府県教育委員会においては、指導主事の視察指導その他の機会を利用して補助教材の使用状況の適確な把握に努め、適切な指導助言を行うよう留意すること。

○ 「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)」

文科初第1257号 文部科学省初等中等教育局長 平成27年3月4日

学校における補助教材については、昭和49年9月3日文初小第404号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただいていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の

長におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 補助教材の使用について

(1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること（学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条）。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

(2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。

(2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。

(3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項）、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教

材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。